

よろこび



発行日	令和8年2月1日
発行所	公益社団法人 大田原市シルバー人材センター
事務所	大田原市住吉町1丁目9番37号 TEL (0287) 23-1255
編集	会報編集委員会
ホームページ	https://www.ohatawarasc.or.jp/



松の木剪定の様子



新年のごあいさつ

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。

発注者の皆様、市民の皆様におかれましては、当シルバー人材センターの事業に対し多大なるご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

また、会員の皆様におかれましては、それぞれのお仕事でご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。皆様の「豊富な経験」と「働く意欲」は、地域社会を支える大きな力となっております。

さて、近年のシルバー人材センターを取り巻く環境は、定年制の延長やインボイス制度の導入、労働関係法令の改正、デジタル化の推進等により大きく変わりつつありますが、これらに対応する

公益社団法人
大田原市シルバー人材センター
理事長 佐藤 芳昭



ためこれまで準備や研究を重ねてきたところでございます。

そして、今年はいよいよ新しい契約形態に移行することを予定しております。これにより一部の発注者の皆様にはご負担をおかけすることにもなりますが、センターが「自主・自立・共働・共助」の理念のもと高齢者の社会参加を促進し、地域の活性化に貢献する重要な役割を担っておりますことに鑑み、何卒ご理解をお願いしたいと存じます。

今年の干支は活力や躍動のシンボルである午です。新しい挑戦や事業の発展、成功を後押しする縁起の良い年とされています。心から皆様のご健康とご発展を祈念しております。

植木剪定会員募集のお知らせ

私たちシルバー人材センターでは、
植木の剪定に興味がある方を募集しています！

【募集対象】

・ 植木剪定に興味がある方 ・ 初心者から経験者まで大歓迎！

※作業に必要な道具はご自身で用意してもらうことになります。（軽トラック、三脚、電動バリカン等）

【会員体験談】

Aさんの体験談：「植木の剪定に興味があり、シルバー人材センターに入会しました。剪定を終えたときの達成感は格別で、お客様から感謝の言葉をいただくと嬉しくなります。」

Bさんの体験談：「退職後に新しい挑戦をしたくて、植木の剪定をしている会員に誘われてシルバー人材センターに入会しました。初めての作業は緊張しましたが、植物の成長を見守る楽しさや、仲間との交流が心を豊かにしてくれます。」



○私たちシルバー人材センターは、植木剪定を通じて新たな仲間との出会いや成長を楽しみにしています。自然の美しさを共に育むこの活動に、ぜひご参加ください。あなたの手で、素敵な庭を作り上げましょう！興味を持たれた方は、お気軽にお問い合わせください。皆様のご入会を心よりお待ちしております！



【植木刈込作業の様子】



【安全講習会を年に一度開催しております。】

シルバー人材センター 障子・網戸張りサービス再開のお知らせ

これまで障子・網戸張りの受注を一時中止しておりましたが、令和8年2月よりサービスを再開いたします。

【サービス内容】

○障子張り：伝統的な日本の住まいに欠かせない障子の張替えを行います。
新しい障子紙で明るく、清潔感のある空間を取り戻します。
(1枚1,364円～)

○網戸張り：夏の季節に向けて、網戸の張替えも承ります。快適な風通しを実現します。(1枚1,820円～)

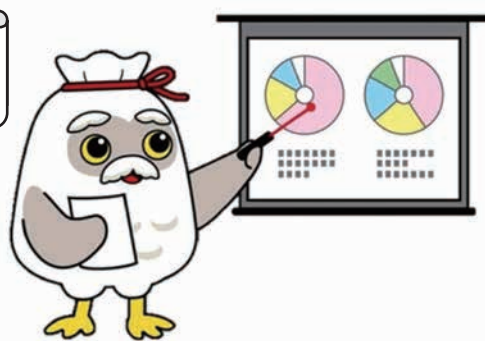
【再 開 日】 令和8年2月1日より、障子・網戸張りの受注を開始します。

【ご依頼方法】 ご依頼はお電話で承ります。日程や料金の詳細については、お問い合わせください。



就業希望調査説明会が開催されました!!

●就業希望調査説明会



令和7年11月10日に大田原東地区公民館、11月19日に金田北地区公民館、11月21日に黒羽川西地区公民館において、センターでの働き方や規則などを含め令和8年度の実業希望調査説明会を開催し、多くの会員が出席しました。

令和7年の配分金等に係わる確定申告について

申告期間 令和8年2月16日(月)から令和8年3月16日(月)まで

シルバー人材センターで就業された会員の皆さんに支払われる「配分金」は、所得税法上「雑所得」として取り扱われます。所得税が課税されない場合でも、市県民税の申告は必要になりますので、センターで発行した配分金支払証明及び配分金を受け取った通帳を申告会場に必ず持参して下さい。

また、派遣や職業紹介で就業された方は、「賃金」として支払われ、「給与所得」に該当しますので、センターで発行した源泉徴収票もあわせて持参して下さい。

※配分金支払証明書や源泉徴収票は1月下旬に郵送しますので、申告期間まで大切に保管して下さい。

事例Ⅰ（収入が配分金の場合）

〔配分金額－特例控除額(65万円)－基礎控除額(58～95万円)－その他の所得控除額〕×所得税率＝所得税額

収入が配分金の場合、上記のとおり特例控除額と基礎控除額の合計額までは、所得税は課税されません。

（住民税の申告が必要です。）

事例Ⅱ（配分金のほか公的年金等の収入がある場合）

〔〔配分金額－特例控除額(65万円)〕＋〔公的年金等の収入金額－公的年金等控除額〕－基礎控除額(58～95万円)－その他の所得控除額〕×所得税率＝所得税額

注1 事例Ⅰ及び事例Ⅱにおいて配分金額が65万円以下の場合の特例控除額は、当該配分金相当額となります。

注2 令和7年度税制改正により、特例控除額及び基礎控除額が改正されました。特例控除については55万円から65万円に改正、基礎控除額については、合計所得金額に応じて基礎控除額が変動します。

注3 給与収入及び事業経費等の合計が65万円以上の場合、特例控除は適用できません。実際にかかった経費を集計して申告して下さい。

注4 確定申告の対象となる配分金は、**令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に支払いを受けた配分金となります。**

詳細については、大田原税務署(☎22-3115)又は大田原市税務課市民税係(☎23-8725)へお問い合わせ下さい。

会員の登録更新は2月27日(金)までに

会員登録有効期間は**1年**となっておりますので、継続する場合は**更新手続きが必要です**。1月下旬に各会員に会員現況調査票等の書類を送付します。書類に必要事項を記入のうえ、**年会費2,000円**を添えて期日までにセンターへ提出して下さい。

期日までに更新手続きをされませんと**4月からの就業ができなくなります**。

なお、**退会される場合**も、その旨を記入して提出して下さい。



一緒に働いてみませんか！「会員募集中」

入会説明会を開催しています

TEL (23) 1255



シルバー人材センターでは、一緒に働く会員を募集しています。入会資格は、市内に居住している60歳以上の健康で働く意欲のある方であれば会員になれます。年会費2,000円が必要です。

入会希望の方に毎月第1水曜日午前9時から入会説明会を開催しています。説明会に参加する場合は予約が必要ですので、シルバー人材センター事務局までお電話下さい。

シルバー人材センター カラオケ同好会員募集のお知らせ

一緒に歌いましょう！楽しい仲間を募集中！



シルバー人材センターでは、カラオケ同好会のメンバーを募集しています。年に6回、定期的なカラオケイベントを開催します。音楽が好きな方、歌うことが好きな方、ぜひご参加ください！歌を通じた交流や新しい友達作りを楽しみましょう。ご興味がございましたら、シルバー人材センターまでご連絡ください。カラオケ同好会のほかにもゴルフ同好会がごさいます。こちらもぜひご参加ください。



12/11に開催されましたカラオケ同好会の様子です！

就業風景



体育施設の利用受付管理業務



窓拭き



公民館の清掃



うどの茎切り



電気工事部品の分類作業



不用品の処分

公益社団法人 大田原市シルバー人材センター



〔本部〕

〒324-0057 大田原市住吉町1丁目9番37号
TEL 0287-23-1255 FAX 0287-23-1408

〔黒羽支部〕

〒324-0233 大田原市黒羽田町401 (シニアプラザ清流荘内)
TEL 0287-54-0186 FAX 0287-54-0182



シルバー人材センターの
マスコットキャラクター
「チエブクロー」です。